

タクシー利用補助券交付申請のご案内

(令和7年度 玉村町交通弱者対策事業)

タクシー利用補助券とは

タクシー運賃から、1枚あたり500円(上限)の割引が受けられる券です。

交付枚数、利用時の注意

1人あたり48枚交付します。(※75歳以上で運転免許をお持ちの方は24枚)

利用区間に町外を含む場合、1乗車毎に1人2枚までの枚数制限があります。

▼補助券を使う人同士で相乗りした場合、枚数制限はそれぞれ2枚までです。

▼利用区間が町内のみの場合は、枚数制限はありません。

利用期間は令和8年3月31日までです。

利用できるタクシー会社

交友タクシー、平和タクシー、丸直タクシーの3社

対象になる人(申請時)

年齢	運転免許証	交付対象
64歳以下	※有無、自主返納を問わず	×
65歳～ 74歳	持っていない(自主返納・失効・元々無い)	○
	持っている	×
75歳以上	持っていない(自主返納・失効・元々無い)	○
	持っている	○(半分)

▼上記のほか、玉村町に住民票がある、町税に滞納がない、福祉タクシー利用者でない、申請による自動車税や軽自動車税の減免を受けていないことが条件になります。

▼補助券を申請後に運転免許証が失効したり自主返納したりした場合でも、追加交付はいたしません。

申請の方法

玉村町タクシー利用補助券交付申請書を、下記へ提出してください。

▼必要なものは、上記申請書のみです。

(申請書は、下記の役場窓口にあるほか、町ホームページからダウンロードもできます。)

▼ご本人名義の申請書であれば、代理の方からの提出でも受付します。

▼受付期間は、令和7年1月20日から令和8年2月27日までです。

提出(送付)先・お問合せ

所在地：〒370-1192 玉村町大字下新田201番地

あて先：玉村町役場 環境安全課 交通防犯係

電話：0270-64-7708